

令和7年度第4号 答申

第1 審議会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が行った、第3に掲げる審査請求①（以下「本件審査請求①」という。）及び審査請求②（以下「本件審査請求②」という。）の対象となる保有個人情報を不存在のため不訂正とした決定は、妥当である。

第2 審議会における判断および答申

本件審査請求①及び②は、第3の1に掲げる保有個人情報訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）に対する不訂正決定に係るものである。

本件審査請求①及び②は、いずれも審査請求人が同一であるほか、実施機関の処分の妥当性の判断において、検討すべき内容等に類似する点が認められることから、当審議会はこれらを一括して判断し、答申を行うものとする。

第3 審査請求に至る経過

1 令和5年10月23日、審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に基づき、実施機関に対し、審査請求人の子（以下「本件子」という。）に係る子ども青少年局保育部保育運営課又は保育企画室が保有している以下の①～⑫の名簿等（以下「本件保有個人情報」という。）に含まれる、本件子の氏名、生年月日、保育所名、クラス、性別、〇〇〇の診断名等、判定日、指數、分類、程度、認定結果、判定機関、検査種類の情報の削除を求める保有個人情報訂正請求を行った。

- ①平成〇年度障害児保育指導委員会認定結果（〇年度入所）の送付について
(区宛て通知)
- ②平成〇年度障害児保育指導委員会認定結果（〇年度入所）の送付について
(保育園宛て通知)
- ③平成〇年度障害児保育新規入所児童調整結果
- ④障害児保育対象児童認定名簿（平成〇年〇月〇日現在）
- ⑤障害児保育対象児童認定名簿（平成〇年〇月〇日現在）
- ⑥障害児保育対象児童認定名簿（平成〇年〇月〇日現在）
- ⑦平成27年度障害児巡回指導対象者名簿
- ⑧障害児保育対象児童認定名簿（平成〇年〇月〇日現在）
- ⑨障害児保育対象児童認定名簿（平成〇年〇月〇日現在）
- ⑩障害児保育対象児童認定名簿（平成〇年〇月〇日現在）
- ⑪障害児保育対象児童認定名簿（平成〇年〇月〇日現在）
- ⑫障害児保育対象児童認定名簿（平成〇年〇月〇日現在）

- 2 実施機関は、法第94条第 2項の規定により、保有個人情報訂正決定等の期限延長について、同年11月22日に審査請求人に通知したうえで、同年12月22日、本件訂正請求に対して、本件保有個人情報は、名古屋市〇〇〇〇〇（以下「〇〇〇〇〇」という。）より削除依頼を受け、削除済みであり、本件訂正請求の対象となる保有個人情報が存在しないことを理由として、本件保有個人情報①～⑥に係る不訂正決定処分（以下「本件処分①」という。）及び本件保有個人情報⑦～⑫に係る不訂正決定処分（以下「本件処分②」という。）を行い、その旨を審査請求人にそれぞれ通知した。
- 3 令和 6年 3月26日、審査請求人は、本件処分①及び②を不服として、名古屋市長に対して、本件処分①及び②に係る審査請求をそれぞれ行った。

第 4 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件保有個人情報を保有していることを認めて本件処分①及び②を取り消し、訂正請求書により請求した訂正（削除）をせよとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論意見書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 背景事情

ア 本件子は出生時に〇〇〇があり、〇歳時に手術を受け、その際身体抑制を行ったため、身体や言語の発達に遅延が生じていた。その回復途上にあった〇歳〇か月時に〇〇〇〇〇で発達検査を受けたところ、担当医師は〇〇の診断名を付けた。

イ この診断名があるために本件子は、術後回復期の一時的な状態を回復不能な〇〇と見られることになり、大きな不利益を被ることとなった。4つの園に転入したが、どこでも上記診断内容が伝わっており、同様の対応をされた。本件子が〇歳の時に、審査請求人の求めにより、平成〇年〇月〇日付け〇〇〇〇〇所長から保育運営課長宛「個人情報の取り扱いのお願い（依頼）」（以下「平成〇年依頼文」という。）が発出された。ここでは、各保育園に対し、本件子に行った発達検査のデータ及びそのデータに基づく判断をされている書類の破棄をさせるよう、保育運営課長に求めている。

ウ ところが、平成〇年依頼文が出された後にもかかわらず、カルテに上

記診断が残されていたことが判明した。同月〇日、審査請求人は、〇〇〇〇〇の所長でもある担当医師（以下「所長」という。）及び副所長と面談した。そこで副所長は診断名の取消しが必要であることを認め、最後には所長も診断名削除を認めた。しかしその後も診断名は残り続けた。

エ 小学校に入学する際、上記診断名を小学校長が利用したことが明らかになった。実際に、小学校では、〇〇であることを前提とした対応がされ、8校の転校を余儀なくされたが、どこでも変わらなかった。令和〇年〇月からは中学校に入学したが、やはり〇〇であることを前提とした対応が続いている。こうした状況がこれ以上続くなら、本件子は自己の能力、可能性を開花させる機会を奪われ、取り返しのつかないことになろうとしている。上記診断名等発達検査に関する記載は削除されるべきものであるから、本件訂正請求をしたものである。

(2) 本件訂正請求の内容と経緯について

ア 本件保有個人情報は、審査請求人が令和〇年〇月〇日付けで保有個人情報開示請求をして入手したものであるが、いずれも本件子に〇〇〇〇〇等の記載があることを意味する記載が削除されないままになっている。

イ 平成〇年依頼文に、本件子に行った発達検査について〇〇〇〇〇保有の記録類は削除したと記載されている。本件保有個人情報に含まれる本件子に関する部分は、この発達検査に基づいて作成されており、削除するべきである。

ウ 実施機関は不訂正決定をした理由として、「〇〇〇〇〇より本件個人情報について削除依頼を受け、削除済みであり、訂正の対象となる保有個人情報が存在しないため。」と記載されていた。しかし実際には削除は実施されていないので、本件審査請求①及び②により改めて削除を求める。

エ 審査請求人は、令和〇年〇月〇日付け質問状により、削除依頼と削除実行の時期を尋ねたところ、〇〇〇〇〇からの依頼を令和〇年〇月〇日に受諾し、保育運営課は同日に削除し、保育企画課については同月〇日に削除したという回答であった。

オ すなわち、平成〇年依頼文で破棄を求められた書類の破棄は行っておらず、本件訂正請求がされた後になって、決定期間を延長した上で、ようやく削除したこととなる。行政機関の在り方としてあまりに無責任と

言わざるを得ず、対象保有個人情報がすべて削除されたとの説明には到底納得ができない。

カ 審査請求手続きの中で、実施機関はどうして令和〇年〇月まで関係書類の削除をしなかったのか、〇〇〇〇〇でどのようなやりとりをしたのか、その結果何をどのように削除したのか、について具体的に説明するよう求める。

キ 本件保有個人情報を、加配職員の配置や補助金の交付、障害児保育巡回指導の実施などのために用いたという説明は全くされていないし、同意もしていない。

ク 本件訂正請求を契機に削除したのであれば、それは本件訂正請求を認めるとの決定をして行うべきことであり、請求を受けているのに事実上削除して請求を拒むのは不当な対応である。

ケ 平成〇年依頼文に基づき明確に破棄を求められているにもかかわらず、実施機関はこれに従わず、本件訂正請求を受けて廃棄済みであると言われても、にわかに信用しがたいところである。

コ 情報を利用できないように削除したというのは、どのようなことをしたのか、具体的に説明されたい。

サ 審議会におかれては、実施機関に十分な説明を求めた上で、対象情報が削除されているか調査することを求める。削除されていないのであれば、削除すべき旨を答申し、削除されていたというのであればその根拠を十分に示すべきである。また、実施機関の一連の説明及びこの間の個人情報の取り扱いに関する問題点を明確にし、見解を示すよう求める。

(3) 訂正すべき点

ア 訂正（削除）を求めている点は、いずれも平成〇年依頼文で抹消すべきとされている事柄である。こうした情報が一部でも残っているとしたらそれが削除されるべきは当然である。

イ 法第91条第1項の訂正請求は、「事実でないと思料するとき」にできるとされており、事実でない評価の記載については、訂正請求は認められないと解されている。診断名は一般的には評価に係る記載と見られるが、本件では、診断名を事実として捉えたことから本件子は様々な不利

益を被っており、その救済の必要性は明らかである。診断名が事実であることを前提としてなされた記載は評価ではなく、事実に当たるというべきである。

ウ また、本件においては、診断名や検査結果を事実として捉えることにより本件子に対する不当な対応の根拠としてきたものであり、かつ、診断や検査結果 자체を行政機関である〇〇〇〇〇が否定し、廃棄を求めていたことからすれば、訂正請求の対象となる事実に当たるというべきである。

第 5 実施機関の弁明

実施機関の弁明はおおむね次のとおりである。

- (1) 本件保有個人情報は、既に削除されている。本件保有個人情報の保有目的は、本件子の個人情報に基づき、加配職員の配置や補助金の交付、障害児保育巡回指導の実施などを行ったものであり、予算執行にかかる挙証資料として保存していた。
- (2) 〇〇〇〇〇とは、本件訂正請求に先立つ保有個人情報開示請求時から、情報共有や当時の状況確認等を行っていた。その経過の中で本件について改めて削除依頼を受けたもの。
- (3) 本件訂正請求において削除を求められた情報については、情報を利用できないように削除を行った。

第 6 審議会の判断

1 争点

実施機関が本件保有個人情報を不存在により不訂正とした本件処分①及び②の妥当性が争点となっている。

2 法の趣旨等

法の目的は、第 1条に規定しているように個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することである。このような目的を達成するためには、何人に対しても、本市が保有する自己の個人情報の開示、訂正及び利用の停止を請求する権利を十分保障する見地から適正にこれを行う必要がある。

したがって、当審議会は、本件審査請求に係る不訂正決定について、法、名古屋市個人情報保護条例（令和 4年名古屋市条例第56号。以下「条例」という。）及び各関係規定の内容に照らし、それに基づく決定の妥当性につい

て検討することとする。

なお、法第90条第1項において、訂正を請求することができるのは、開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報等に限られており、同条第3項において、開示を受けた日から90日以内に請求しなければならないとしているが、本市では、条例において上記規定は適用しないこととなっていることから、開示決定を経ずとも訂正を求めることができる。

3 本件保有個人情報について

- (1) 本件保有個人情報は、本件子が障害児保育対象児童として、保育所施設や障害児保育巡回指導を利用するにあたり、実施機関が保有する障害児保育指導委員会での認定結果及び対象児童の名簿である。審査請求人は、令和〇年〇月〇日に本件保有個人情報についての開示請求をしており、同年〇月〇日に実施機関から開示されている。
- (2) 審査請求人は、平成〇年依頼文において、本件子に行った発達検査について、〇〇〇〇〇保有の記録類は削除したと記載されているにもかかわらず、本件保有個人情報に含まれる本件子に関する部分は、この発達検査に基づいて作成されており削除するべきであるとし、上記第3の1のとおり本件訂正請求を行った。
- (3) この点、実施機関は、平成〇年依頼文が発出された後も本件保有個人情報を保有していた目的として、本件保有個人情報に基づき、保育所の加配職員の配置や補助金の交付、障害児保育巡回指導の実施などを行ったものであり、予算執行の挙証資料として保存していたと主張している。

4 本件処分①及び②の妥当性について

- (1) 本件保有個人情報の削除について
 - ア 実施機関は、本件保有個人情報について、〇〇〇〇〇からの削除依頼を受け削除済みであり、訂正の対象となる情報が存在しないことから、不訂正としたものである。
 - イ この点、審査請求人は、平成〇年依頼文に基づき明確に破棄を求められているにもかかわらず、実施機関はこれに従わず、本件訂正請求を受けて削除済みであると言われても、にわかに信用しがたいところであると主張している。
 - ウ そこで、本件保有個人情報に係る削除の状況につき、当審議会が見分したところ、令和〇年〇月〇日付け〇〇〇〇〇からの削除依頼を受けて、

子ども青少年局保育運営課は同日に、同局保育企画室は同月〇日に、本件訂正請求に係る情報の削除についての決裁を行い、紙文書のものは黒塗りによる削除を、電子データによるものはデータからの削除又は黒塗りによる削除を、それぞれ行っていることが確認された。

エ 上記ウのとおり、本件保有個人情報は削除されていることが確認されていることから、本件処分①及び②時点において不存在であったとする実施機関の主張に、特段不合理な点は認められない。

才 なお、本件処分①及び②時点で、審査請求人に対し、実施機関から上記ウの対応に係る詳細な説明を行った経緯は確認できなかった。

(2) 実施機関の職権による削除について

ア 実施機関は、令和 5年10月23日に本件訂正請求が出された後に、同年 11月22日に期限の延長を決定したうえで、上記 (1)ウのとおり職権で削除を行い、同年12月22日に不存在による不訂正決定を行っている。

イ これに対して審査請求人は、本件訂正請求を契機に削除したのであれば、それは本件訂正請求を認めるとの決定をして行うべきことであり、請求を受けているのに事実上削除して請求を拒むのは不当な対応であると主張していることから、この点について検討する。

ウ 法第65条には「行政機関の長等は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。」と定められており、この解釈について、個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイドによると「行政機関の長等は、保有個人情報の正確性を確保する措置を講ずるよう努めなければならない。」と解説されている。

エ 加えて、本市の個人情報開示、訂正、利用停止事務取扱要綱によると「訂正請求によらずに当該事務所管課で訂正できる保有個人情報については、訂正するよう努めるものとする。」と規定されている。

才 上記ウ及びエの規定の趣旨に鑑みると、保有個人情報の訂正にあたっては、必ずしも訂正請求によるものだけではなく、訂正の必要性を考慮したうえで、実施機関の裁量による訂正も認められるものと解される。

力 本件保有個人情報については、令和〇年〇月〇日付け〇〇〇〇〇〇から

の削除依頼を受けて、実施機関において訂正の必要性を認識し、職権訂正によることとしたものであり、上記ウ及びエの規定の趣旨に照らし、職権訂正の前に本件訂正請求がなされていたことを考慮しても、その裁量が制限されるものではないと解されることから、この点において本件処分①及び②の妥当性が否定されるものではない。

(3) 以上から、本件保有個人情報の削除により不存在であることを理由として行った本件処分①及び②は妥当であると言える。

5 審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも当審議会の結論に影響を及ぼすものではない。

6 上記のことから、「第 1 審議会の結論」のように判断する。

第 7 審議会からの付言

上記第 4 の審査請求人の主張に鑑みると、審査請求人は市政に不信感を抱き、本件訂正請求及び本件審査請求①及び②に至った可能性が否定できない。この点につき、実施機関から、審査請求人に対して本件子に係る情報の削除についての対応に係る詳細な説明を行ったことは確認できなかった。

平成〇年時及び本件訂正請求時において、実施機関が審査請求人に対して、上記の対応について説明を行っていたならば、本件訂正請求、本件審査請求①及び②に至らなかつた可能性もあると考えられる。実施機関においては、今後その担任する事務事業の遂行にあたって、市民に対し適切かつ十分な説明が果たされるよう努められたい。

第 8 審議会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 6年 4月 9日	本件審査請求①及び②に係る諮問書の受理
5月 10日	本件審査請求①及び②に係る弁明書の受理
6月 11日	本件審査請求①及び②に係る反論意見書の受理
令和 7年 8月22日 (令和 7年度第 5回)	調査審議
9月 19日 (令和 7年度第 6回)	調査審議

10月 3日	答申
--------	----